

フィリピン/ベトナム/インドネシア/ネパール/ミャンマー/中国の国籍を有する志願者各位

【本情報は 2025 年 7 月 22 日時点のものです。今後厚生労働省からの通知に従い、随時更新します】

「入国前結核スクリーニング」制度の詳細

1. 概要

対象者は在留資格認定証明書（以下、COE）の申請時に、通常の申請書類に加えて、結核を発病していないことを証明する「結核非発病証明書」の提出が追加で求められます。

制度の詳細については、以下の厚生労働省の以下の WEB サイトをご確認ください。

- ◇[入国前結核スクリーニングの実施について Japan Pre-Entry Tuberculosis Screening \(JPETS\)](#)
◇[入国前結核スクリーニング特設サイト](#)

2. 対象者

原則	以下の要件に全て合致する者 ・ 3 か月を超えて日本に滞在する予定の新規入国者（再入国を含む）。 ・ 厚生労働省が指定するスクリーニング対象国※の国籍保有者
例外	・ スクリーニング対象国の国籍保有者であるが、COE 申請時の居住地がスクリーニング対象国以外である者（居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることを証明できる場合に限る）。詳細は本文書「4. その他」の注意事項をご確認ください。 ・ 大使館推薦による国費留学生 ・ スクリーニング対象国の国籍と合わせて日本国籍を持つ者（二重国籍者）

※対象国と導入スケジュールは以下の通り。

スクリーニング対象国	「結核非発病証明書」提出義務付け
フィリピン・ネパール	2025/6/23 COE 申請受付分より
ベトナム	2025/9/1 COE 申請受付分より
インドネシア・ミャンマー・中国	未定（ 特設サイト で発表され次第、この資料にも反映します） ※この文書上で「未定」と記載している間においては、「結核非発病証明書」をご用意いただく必要はありません。

3. 必要手続き

- ・ 自国内の「[指定健診医療機関](#)」にて結核スクリーニングを受診し、「結核非発病証明書」を受領してください。入手した「結核非発病証明書」は、他の COE 申請書類と合わせて所定の提出期限・方法でご提出ください。
- ・ **必ず指定日（春入学者：前年 10/1、秋入学者：同年 3/21）以降 ～ COE 申請書類提出までの期間中に受診してください。**

※ 受診日が早すぎると、COE 申請時に有効期限が切れてしまう恐れがあるため、必ず上記指定期間内に受診してください（「結核非発病証明書」の有効期限は 180 日です）。

※ 受診日が遅すぎると、発行に時間を要し、書類提出期限までに証明書が取得できない恐れがあるため、余裕を持って受診してください。

4. その他

- ・ 万一結核を発病していることが判明し、「結核非発病証明書」が用意できない場合は、速やかに入学予定の学部

/研究科にご連絡ください。

- ・結核発病によって「結核非発病証明書」が取得できず、来日できない場合は、特別休学措置（学費等の負担が無い休学措置）を受けることができます。
- ・結核を発病し日本に入国できないことが入学直前に判明した場合、その後の計画に大きな影響を及ぼすことになります。そのため、COE 申請用とは別に、早い段階で一度結核の検査を受診して、ご自身が発病者でないことを確認してから出願のステップに進むことを強くお勧めします。
- ・「対象国籍を有するが、現在の居住地が対象国以外の国/地域の方」については、「結核非発病証明書」の代わりに以下の点を提出することで、これに代えることができる。

1	現在居住している国・地域の滞在許可証等の写し（スキャンデータを含む。）
2	説明書 ※次ページの書式を印刷のうえ、必要事項を記入してください。

以 上

説 明 書

年 月 日

氏 名（申請人） _____

国籍・地域（申請人） _____

私（申請人）が現在 _____ に居住していることを証明

するため、 _____ の滞在許可証の写しを提出します。

（注１）この説明書は、申請人の現在の居住地が、入国前結核スクリーニング対象国以外の国・地域である場合に、現在居住している国・地域の滞在許可証等の写しとともに提出してください。

（注２）申請人の現在の居住地が、入国前結核スクリーニング対象国以外の国・地域であることを証明できない場合には、結核非発病証明書を提出する必要があります。